

I 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）抜粋

（目的）

第 一 条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進することと等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第 二 条（略）

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含むこと。（一部省略）

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。（一部省略）

3～5（略）

6 この法律において「排水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水をいう。

7～9（略）

（排水基準）

第 三 条 排水基準は、排水の汚染状態について環境省令で定める。（一部省略）

2～5（略）

（排水の排出の制限）

第一二条 排水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水を排出してはならない。

2・3（略）

II 千葉市環境保全条例（平成7年条例第43号）抜粋

（目的）

第 一 条 この条例は、千葉市環境基本条例の理念にのっとり、生活環境の保全等に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制その他の措置を講じ、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

第2節 水質の保全に関する規制等

(定義)

第二八条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定施設 次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設であって規則で定めるものをいう。(一部省略)

ア カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

イ 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。(一部省略)

(2) (略)

(3) 排水水 特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水をいう。

(4) (略)

(排水基準)

第二九条 市長は、公共用水域の水質の汚濁を防止するために必要な排水基準を規則で定めるものとする。

2 (略)

3 市長は、排水基準を定めようとするときは、千葉市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(排水水の排出の制限)

第三七条 排水水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならない。

2 (略)

Ⅲ 千葉市環境保全条例施行規則（平成7年規則第62号）抜粋

(排水基準)

第一四条 条例第二九条第1項の排水基準は別表四に掲げるとおりとする。

別表四（第一四条）

1 有害物質に係る汚染状態

有害物質の種類	許容限度
(カドミウム及びその化合物 から ポリ塩化ビフェニル まで 略)	
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.3 ミリグラム
(テトラクロロエチレン から 1、4－ジオキサン まで 略)	